

健康保険 被保険者報酬月額算定基礎届

常務理事	事務長	部長	課長	係長	係

令和 年 月 日 提出

受付印

提出者記入欄	事業所整理番号		健康保険被保険者証の記号	
	事業所在地	〒		
	事業所名称			
	事業主氏名			
	電話番号			

社会保険労務士記載欄
氏名等

項目名	① 年金整理番号/保険証番号	② 被保険者氏名	③ 生年月日	④ 適用年月	⑦ 個人番号[基礎年金番号] ※70歳以上被用者の場合のみ3枚目に記入
	⑤ 従前の標準報酬月額	⑥ 従前改定月	⑦ 昇(降)給	⑧ 週及支払額	備考
	⑨ 給与支給月	⑩ 給与計算の基礎日数	⑪ 報酬月額	⑫ 週及支払額	
	⑪ 通貨によるものの額	⑫ 現物によるものの額	⑬ 合計(⑪+⑫)	⑭ 総計(一定の基礎日数以上の月のみ) ⑮ 平均額 ⑯ 修正平均額	

1	① 年金	② 保険証	③	④ 年 9 月	⑮ 1. 70歳以上被用者算定 (算定基礎月: 月 月) 2. 二以上勤務 3. 月額変更予定 4. 途中入社 5. 病休・育休・休職等 6. 短時間労働者(特定適用事業所等) 7. パート 8. 年間平均 9. その他 ()	
	⑤ 健	⑥ 千円	⑦ 昇(降)給	⑧ 週及支払額		
	⑨ 支給月	⑩ 日数	⑪ 通貨	⑫ 現物		⑬ 合計(⑪+⑫)
	4 月	日	円	円		円
5 月	日	円	円	円		
6 月	日	円	円	円		

2	① 年金	② 保険証	③	④ 年 9 月	⑮ 1. 70歳以上被用者算定 (算定基礎月: 月 月) 2. 二以上勤務 3. 月額変更予定 4. 途中入社 5. 病休・育休・休職等 6. 短時間労働者(特定適用事業所等) 7. パート 8. 年間平均 9. その他 ()	
	⑤ 健	⑥ 千円	⑦ 昇(降)給	⑧ 週及支払額		
	⑨ 支給月	⑩ 日数	⑪ 通貨	⑫ 現物		⑬ 合計(⑪+⑫)
	4 月	日	円	円		円
5 月	日	円	円	円		
6 月	日	円	円	円		

3	① 年金	② 保険証	③	④ 年 9 月	⑮ 1. 70歳以上被用者算定 (算定基礎月: 月 月) 2. 二以上勤務 3. 月額変更予定 4. 途中入社 5. 病休・育休・休職等 6. 短時間労働者(特定適用事業所等) 7. パート 8. 年間平均 9. その他 ()	
	⑤ 健	⑥ 千円	⑦ 昇(降)給	⑧ 週及支払額		
	⑨ 支給月	⑩ 日数	⑪ 通貨	⑫ 現物		⑬ 合計(⑪+⑫)
	4 月	日	円	円		円
5 月	日	円	円	円		
6 月	日	円	円	円		

4	① 年金	② 保険証	③	④ 年 9 月	⑮ 1. 70歳以上被用者算定 (算定基礎月: 月 月) 2. 二以上勤務 3. 月額変更予定 4. 途中入社 5. 病休・育休・休職等 6. 短時間労働者(特定適用事業所等) 7. パート 8. 年間平均 9. その他 ()	
	⑤ 健	⑥ 千円	⑦ 昇(降)給	⑧ 週及支払額		
	⑨ 支給月	⑩ 日数	⑪ 通貨	⑫ 現物		⑬ 合計(⑪+⑫)
	4 月	日	円	円		円
5 月	日	円	円	円		
6 月	日	円	円	円		

5	① 年金	② 保険証	③	④ 年 9 月	⑮ 1. 70歳以上被用者算定 (算定基礎月: 月 月) 2. 二以上勤務 3. 月額変更予定 4. 途中入社 5. 病休・育休・休職等 6. 短時間労働者(特定適用事業所等) 7. パート 8. 年間平均 9. その他 ()	
	⑤ 健	⑥ 千円	⑦ 昇(降)給	⑧ 週及支払額		
	⑨ 支給月	⑩ 日数	⑪ 通貨	⑫ 現物		⑬ 合計(⑪+⑫)
	4 月	日	円	円		円
5 月	日	円	円	円		
6 月	日	円	円	円		

健康保険 被保険者標準報酬決定通知書

令和 年 月 日 提出

健康保険被保険者の記号
組合番号

令和 年 月 日 提出された被保険者報酬月額算定
基礎届にもとづき、下記のとおり標準報酬が決定されましたので通知します。

令和 年 月 日

兵庫県建築健康保険組合理事長



提出者記入欄

事業所整理番号	
事業所在地	〒
事業所名称	
事業主氏名	様
電話番号	

項目名	① 年金整理番号/保険証番号		② 被保険者氏名		③ 生年月日		④ 適用年月		備考
	⑤ 従前の標準報酬月額		⑥ 従前改定月		⑦ 昇(降)給		⑧ 滯及支払額		
	⑨ 給与支給月	⑩ 給与計算の基礎日数	⑪ 報酬月額		⑫ 合計(⑪+⑫)		⑬ 総計(一定の基礎日数以上の月のみ)		
		⑪ 通貨によるものの額	⑫ 現物によるものの額	⑬ 合計(⑪+⑫)		⑭ 平均額	⑮ 決定後標準報酬月額		
1	① 年金	② 保険証	③		④ 年 9 月				⑮ 1. 70歳以上被用者算定 (算定基礎月: 月 月) 2. 二以上勤務 3. 月額変更予定 4. 途中入社 5. 病休・育休・休職等 6. 短時間労働者(特定適用事業所等) 7. パート 8. 年間平均 9. その他 ()
	⑤ 健	⑥ 厚	⑦ 昇(降)給		⑧ 滯及支払額				
	⑨ 支給月	⑩ 日数	⑪ 通貨	⑫ 現物	⑬ 合計(⑪+⑫)		⑭ 総計	⑮ 平均額	
	4 月	日	円	円	円	円	円	円	
2	① 年金	② 保険証	③		④ 年 9 月				⑮ 1. 70歳以上被用者算定 (算定基礎月: 月 月) 2. 二以上勤務 3. 月額変更予定 4. 途中入社 5. 病休・育休・休職等 6. 短時間労働者(特定適用事業所等) 7. パート 8. 年間平均 9. その他 ()
	⑤ 健	⑥ 厚	⑦ 昇(降)給		⑧ 滯及支払額				
	⑨ 支給月	⑩ 日数	⑪ 通貨	⑫ 現物	⑬ 合計(⑪+⑫)		⑭ 総計	⑮ 平均額	
	4 月	日	円	円	円	円	円	円	
3	① 年金	② 保険証	③		④ 年 9 月				⑮ 1. 70歳以上被用者算定 (算定基礎月: 月 月) 2. 二以上勤務 3. 月額変更予定 4. 途中入社 5. 病休・育休・休職等 6. 短時間労働者(特定適用事業所等) 7. パート 8. 年間平均 9. その他 ()
	⑤ 健	⑥ 厚	⑦ 昇(降)給		⑧ 滯及支払額				
	⑨ 支給月	⑩ 日数	⑪ 通貨	⑫ 現物	⑬ 合計(⑪+⑫)		⑭ 総計	⑮ 平均額	
	4 月	日	円	円	円	円	円	円	
4	① 年金	② 保険証	③		④ 年 9 月				⑮ 1. 70歳以上被用者算定 (算定基礎月: 月 月) 2. 二以上勤務 3. 月額変更予定 4. 途中入社 5. 病休・育休・休職等 6. 短時間労働者(特定適用事業所等) 7. パート 8. 年間平均 9. その他 ()
	⑤ 健	⑥ 厚	⑦ 昇(降)給		⑧ 滯及支払額				
	⑨ 支給月	⑩ 日数	⑪ 通貨	⑫ 現物	⑬ 合計(⑪+⑫)		⑭ 総計	⑮ 平均額	
	4 月	日	円	円	円	円	円	円	
5	① 年金	② 保険証	③		④ 年 9 月				⑮ 1. 70歳以上被用者算定 (算定基礎月: 月 月) 2. 二以上勤務 3. 月額変更予定 4. 途中入社 5. 病休・育休・休職等 6. 短時間労働者(特定適用事業所等) 7. パート 8. 年間平均 9. その他 ()
	⑤ 健	⑥ 厚	⑦ 昇(降)給		⑧ 滯及支払額				
	⑨ 支給月	⑩ 日数	⑪ 通貨	⑫ 現物	⑬ 合計(⑪+⑫)		⑭ 総計	⑮ 平均額	
	4 月	日	円	円	円	円	円	円	

(この通知書の中で不服があるときなど)
 ア、この通知に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に文書又は口頭で社会保険審査官(地方厚生(支)局内)に対して審査請求をすることができます。また、審査請求の決定に不服があるときは、再審査請求又は処分の取消しの訴えを提起することができます。
 審査請求は、審査官の職権が行使された日の翌日から起算して2か月以内に文書又は口頭で社会保険審査会(厚生労働省)に対して行うことができ、処分の取消しの訴えは、審査請求の決定があったことを知った日から6か月以内(再審査請求があったときは、その撤廃があったことを知った日から6か月以内)に、健康保険組合を被告として提起することができます。(ただし、原則として、決定又は裁決の日から1年を経過したときは、提起することができなくなります。)
 あるいは、審査請求の決定を不服とするときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に文書又は口頭で健康保険組合に対して不服を申し立てることができます。この不服申立ては、審査請求の決定を不服とするものと併行して行われることができません。また、審査請求の決定を不服とするときは、健康保険組合に対して不服を申し立てることはできません。

様式コード			
2	2	2	5

健康保険
厚生年金保険
厚生年金保険

被保険者報酬月額算定基礎届

70歳以上被用者算定基礎届



令和 年 月 日 提出

受付印

提出者記入欄	事業所整理番号	
	事業所所在地	届書記入の個人番号に誤りがないことを確認しました。 〒
	事業所名称	
	事業主氏名	
	電話番号	

社会保険労務士記載欄
氏名等

項目名	① 年金整理番号		② 被保険者氏名		③ 生年月日		④ 適用年月		⑤ 個人番号[基礎年金番号] ※70歳以上被用者の場合のみ	
	⑤ 従前の標準報酬月額		⑥ 従前改定月		⑦ 昇(降)給		⑧ 週及支払額		備考	
	⑨ 給与支給月	⑩ 給与計算の基礎日数	⑪ 報酬月額		⑬ 合計(⑪+⑫)	⑭ 総計(一元の基礎日数以上の月のみ)		⑯ 平均額		
⑪ 通貨によるもの額			⑫ 現物によるもの額	⑭ 平均額		⑰ 修正平均額				

※⑰個人番号欄には70歳以上被用者の方のみ記入してください。なお、個人番号を記入できない場合は、基礎年金番号(10桁、左詰め)を記入してください。

1	① 年金	②	③	④ 年 9 月	⑤	⑥	⑦ 昇(降)給	1. 昇給 2. 降給	⑧ 週及支払額	⑨ 4 月	⑩ 日数	⑪ 通貨	⑫ 現物	⑬ 合計(⑪+⑫)	⑭ 総計	⑮ 平均額	⑯ 修正平均額	⑰	1. 70歳以上被用者算定 (算定基礎月: 月 月)	2. 二以上勤務	3. 月額変更予定	4. 途中入社	5. 病休・育休・休職等	6. 短時間労働者(特定適用事業所等)	7. パート	8. 年間平均	9. その他			
	⑤ 健	⑤ 厚	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳													
	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖												
	5 月	日		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円												
	6 月	日		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円												

2	① 年金	②	③	④ 年 9 月	⑤	⑥	⑦ 昇(降)給	1. 昇給 2. 降給	⑧ 週及支払額	⑨ 4 月	⑩ 日数	⑪ 通貨	⑫ 現物	⑬ 合計(⑪+⑫)	⑭ 総計	⑮ 平均額	⑯ 修正平均額	⑰	1. 70歳以上被用者算定 (算定基礎月: 月 月)	2. 二以上勤務	3. 月額変更予定	4. 途中入社	5. 病休・育休・休職等	6. 短時間労働者(特定適用事業所等)	7. パート	8. 年間平均	9. その他			
	⑤ 健	⑤ 厚	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳													
	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖												
	5 月	日		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円												
	6 月	日		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円												

3	① 年金	②	③	④ 年 9 月	⑤	⑥	⑦ 昇(降)給	1. 昇給 2. 降給	⑧ 週及支払額	⑨ 4 月	⑩ 日数	⑪ 通貨	⑫ 現物	⑬ 合計(⑪+⑫)	⑭ 総計	⑮ 平均額	⑯ 修正平均額	⑰	1. 70歳以上被用者算定 (算定基礎月: 月 月)	2. 二以上勤務	3. 月額変更予定	4. 途中入社	5. 病休・育休・休職等	6. 短時間労働者(特定適用事業所等)	7. パート	8. 年間平均	9. その他			
	⑤ 健	⑤ 厚	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳													
	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖												
	5 月	日		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円												
	6 月	日		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円												

4	① 年金	②	③	④ 年 9 月	⑤	⑥	⑦ 昇(降)給	1. 昇給 2. 降給	⑧ 週及支払額	⑨ 4 月	⑩ 日数	⑪ 通貨	⑫ 現物	⑬ 合計(⑪+⑫)	⑭ 総計	⑮ 平均額	⑯ 修正平均額	⑰	1. 70歳以上被用者算定 (算定基礎月: 月 月)	2. 二以上勤務	3. 月額変更予定	4. 途中入社	5. 病休・育休・休職等	6. 短時間労働者(特定適用事業所等)	7. パート	8. 年間平均	9. その他			
	⑤ 健	⑤ 厚	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳													
	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖												
	5 月	日		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円												
	6 月	日		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円												

5	① 年金	②	③	④ 年 9 月	⑤	⑥	⑦ 昇(降)給	1. 昇給 2. 降給	⑧ 週及支払額	⑨ 4 月	⑩ 日数	⑪ 通貨	⑫ 現物	⑬ 合計(⑪+⑫)	⑭ 総計	⑮ 平均額	⑯ 修正平均額	⑰	1. 70歳以上被用者算定 (算定基礎月: 月 月)	2. 二以上勤務	3. 月額変更予定	4. 途中入社	5. 病休・育休・休職等	6. 短時間労働者(特定適用事業所等)	7. パート	8. 年間平均	9. その他			
	⑤ 健	⑤ 厚	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳													
	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖												
	5 月	日		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円												
	6 月	日		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円												

※⑨支給月とは、給与の対象となった計算月ではなく実際に給与の支払いを行った月となります。